

7月1日から全
国安全週間が始
まりました。熱
中症などのご注
意下さい。

公契約NEWS

東京土建足立支部

賃金対策部

TEL 03-5845-5011

FAX 03-5845-5014

いま賃金・単価引上げるチャンス 国や業界の動きを力に声をあげよう



写真：東京芸大国際学生寮新築現場（東和3丁目）、元請・鹿島建設

声を上げたら単価が上がった

「職人の確保と育成」を掲げ大きな危機意識をもつて国土交通省は、平成25年度公共工事設計労務単価の引上げを実施しました。この引上げを公共・民間問わずに業界全体の改善への最後のチャンスとして、行政・発注者・元請・下請、そして組合が連携を強めています。建設業界は大きな転換期、この流れを本物にするには、業者、職人・・・組合員がその運動に加わる大きな力が必要です。

下請団体も大きな運動を展開

5月29日には、全国鉄筋工事協会が安値受注を排除し、技能者が年収600万円以上を確保できる経営環境を整える事などを求める決議をしました。そのためには、発注者・ゼネコン・サブコン・労働組合が四位一体で行なわなければならないとし、東京土建等への期待を表明。

また、6月4日には建設産業専門団体連合会が社会保険加入促進と技能労働者の賃金上昇のために、「一次下請けも血を見なければ（負担）ならない」として、腹をくくった発言をおこないました。

国交省は民間工事30団体に「民間でも法定福利を考慮（下請単価を引上げ）せよ」

6月7日には、国は建設市場の3分の2を占める民間工事での対応を重視し、日本建設業連合会や全国建設業協会などに「適正な契約額と工期設定」の協力要請をおこないました。

これは、3月29日に平成25年度労務単価改善にあわせて通知をおこなったのに続き、異例の要請です。

足立支部の仲間にも単価改善等の動きが出始めている・・・分会や組合新聞を見て行動に

「組合から単価が上がっている」と聞いたけど、ウチは民間だから無理かなと思っていた。けどどしゃくだから、仲間の事業所と一緒に元請に話しをしたら7月から単価が上がることになった（民間大手・とび）、「建設業退職金共済の証紙が急にもらえるようになった」（ゼネコン・ALC）など、業界の変化が少しずつ広がっています。

8月19日
 総務委員会
 9月17日
 第三回定例会
 10月25日

公契約NEWS

東京土建足立支部
 賃金対策部
 03-5845-5011
 Fax03-5845-5014

足立区公契約条例シンポジウム～パブリックコメントに向けた区民学習会 区役所、建設業協会、組合が一堂に



来賓あいさつをおこなう近藤やよい区長

全建総連（東京土建足立支部、ユニオ
 ン城北支部）、足立建設関連業協議会、連
 合東京東部ブロックが主催するシンポジ
 ウムを6月28日庁舎ホールで開催。近藤
 区長をはじめ、20人の来賓と約400人
 （内土建185人）の参加者で条例制定
 に向けた熱い議論がおこなわれました。

区長、議長、副議長、全会派20人の来賓が参加

よりよい条例をつくるために「ご意見を
 シンポジウムに先立ち、近藤やよい区長が来賓あい
 さつをおこない、「より良い条例とするために幅広く意
 見をいただきたい」と区民の意見を反映させることを
 表明しました。

また、馬場議長、あかし副議長、古性区議（自民）、
 前野区議（公明）、ぬかが区議（共産）、長谷川区議（民
 主）、ただ区議（みんな）からそれぞれ主催者、参加者
 への激励のあいさつが寄せられました。

元請企業の負担を考慮しつつ実効性を担保したい

シンポジウムでは定野総務部長が「公契約条例素案」
 の説明と平成26年度の公契約条例適用規模と件数に
 ついての報告。その後のパネルディスカッションでは、
 建設関連業協議会は、事務負担増を懸念し、予定価格
 に反映して欲しい。組合は業界、組合の代表が参加す
 る審議会の設置などを求めました。

これに対し、定野総務部長は「負担軽減と実効性担
 保に努力する。審議会の構成は検討中」と答弁。コー
 ディネータの古川弁護士は、条例実施自治体の審議内
 容に触れ、施行までに議論を重ね合意形成を図ること
 を呼び掛けました。

働きがいあり、暮らしやすい足立区をとら

閉会のあいさつに立った島原足立支部委員長は、「業
 界、組合など立場や意見の相違があっても、事業が成
 り立ち、働きがい、暮らしやすい足立区をめざす気持
 ちは一致している。意見交換をすすめ、最善な条例、
 足立区をつくる」と集会のまとめを行ないました。

§ 区議会日程 §
 第三回定例会
 9月17日
 10月25日
 § 映画上映会 §
 黒部の太陽
 11月17日(日)

公契約NEWS

東京土建足立支部
 賃金対策部
 TEL 03-5845-5011
 Fax 03-5845-5014

足立区公契約条例 区長が9月議会に提案へ

足立区は、公契約条例素案を公表した6月25日から受付をおこなっていたパブリックコメントを7月24日に受付を終了しました。全体で338人から368件の意見集約があったことが発表されました。区はこの結果を受けて、私たちの念願であった公契約条例を区議会に諮ることを報告しました。

公契約条例の早期制定を要望する

パブリックコメントの集約結果は8月19日の総務委員会で報告されました。意見の中では、仕事に見合った賃金を保障して欲しいなどとする勤労者の切実な声が寄せられ、条例制定を賛同する意見が多数を占めたことが明らかになりました。

委員会では長井（公明）、ぬかが（共産）、浅古（みんな）議員からそれぞれ条例推進の立場から質問がありました。



「意見の内訳」

- ・ 条例全般に関する事（180件）
- ・ 目的に関する事（3件）
- ・ 基本方針に関する事（8件）
- ・ 区の責務に関する事（24件）
- ・ 受注者の責務に関する事（1件）
- ・ 公契約に定める事項に関する事（7件）
- ・ 適用契約の範囲に関する事（4件）
- ・ 公契約の規定が適用される労働者等の範囲に関する事（3件）
- ・ 労働報酬下限額に関する事（118件）
- ・ 労働報酬審議会に関する事（5件）
- ・ 足立区入札等監視委員会に関する事（6件）
- ・ 指定管理者との協定に関する事（0件）
- ・ その他の意見（9件）

区議会第三回定例会に条例案提出へ

続く8月30日の議会運営委員会では、定例会の議案と日程について審議があり、足立区から（仮称）足立区公契約条例（案）を区長提出することが報告・了承されました。

区議会における審議日程

条例案は9月17日からの本会議で提案され、総務委員会で付託・審議を受けます。順調であれば9月27日の本会議で採決となります。

足立支部では、総務委員会、本会議傍聴を分会役員に広く呼び掛け、条例制定をめざして取り組みをすすめます。

§区議会日程§
 総務委員会
 9月20日
 §映画上映会§
 黒部の太陽
 11月17日(日)

公契約NEWS

東京土建足立支部
 賃金対策部
 TEL 03-5845-5011
 Fax03-5845-5014

建設従事者の未来を拓く、足立区公契約条例案 近藤やよい区長が提出



▲ 条例提出を述べる近藤区長(2013年9月17日/足立区議会)

足立区議会は、本日9月17日に第三定例会を開会し、近藤区長は、足立区公契約条例案を提出しました。本条例は、総務委員会に付託され、9月20日の総務委員会で審議・議決、順調に行けば、9月27日に本会議で審議・採択となります。区長の提案理由について要旨を報告します。

条例提案理由「抜粋」

長引く景気の低迷を背景に、業者間競争が激化して過度の経費削減が進み、それが請負業者の下請代金の不払いや最低賃金を下回る賃金支払いなど、労働環境の悪化や低下に繋がることが懸念されております。

こうした状況を鑑み、公契約制度のあり方について検討を重ねてまいりましたが、このたび、工事請負契約等において区及び公契約の相手方が果たすべき責務を定めるため、本定例会に条例案を提出させていただきます。

この条例を制定することにより、区が発注する工事に携わる労働者の賃金をはじめとする労働条件等の適正化を図り、公契約の質の向上や地域経済の活性化、区民福祉の向上を実現してまいります。

東京土建足立支部声明

本私たちが長年に渡って取り組んできた条例が平成25年度第三回定例会に提出された。賃金の下支えとなる労働報酬下限額の設定など、私たち建設労働者の切実な要望を盛り込んだものである。

9月27日の本会議ですべて議員の賛同を得て成立するよう、足立支部組合員は、団結して最後まで奮闘を決意するものである。

区議会日程
 9月27日
 金・午後1時
 S映画上映会
 S黒部の太陽
 11月17日(日)

公契約NEWS

東京土建足立支部
 賃金対策部
 TEL 03-5845-5011
 Fax 03-5845-5014

区議会
 本会議

代表質問終わる

公契約条例の論戦が展開



▲ 代表質問をおこなう金田議員 (9月17日)
 代表質問における「公契約条例について」は、金田議員、ぬかが議員、鈴木あきら議員、浅古みつひさ議員から条例への賛意の中で質問が行われた。

足立区議会は、9月17日区長の公契約条例提案を受けて二日間に渡って代表質問がおこなわれ、各党派とも公契約条例を含む建設従事者の労働環境整備について議論がおこなわれました。公契約条例についての質問内容(要旨)は以下の通り。

◆ 金田正議員 (自由民主党) ◆

(質問) ①事業所負担の増大に対する対応②建設業法18条の発注者と受注者の対等平等の確認③受注企業に対する条例適用の徹底。
 (答弁) ①賃金台帳等については、事業者が使用している既存のものを活用し負担軽減をする。②設計変更などについては、条例に明記した「対等な立場と信頼関係」の精神をもって丁

寧な対応をおこなう。③周知については手引きを作成し、事業者に対し説明会を実施する。

◆ ぬかが和子議員 (日本共産党) ◆

(質問) ①パブリックコメントが条例案にどのような反映したのか②年間工事発注600件に及ぶ中で条例案では10件程度となる。適用範囲の拡大を。③労働報酬審議会には現場に近い委員を選出すべき。
 (答弁) ①条例の適用範囲を明確にして対応した②適用範囲は、推移を見ながら検討したい。③労働報酬審議会には事業者代表、労働者代表を入れたい。

◆ 鈴木あきら議員 (民主党) ◆

(質問) ①条例の実行性と監視をするために公契約条例等審議会及び労働報酬審議会が設置されるが、議論する内容の違いについて。
 (答弁) ①公契約条例等審議会は、入札等監視委員会を改称し、条例の運用や契約制度全般について幅広く議論をおこなう。労働報酬審議会は賃金下限額について議論をおこなう。

◆ 浅古みつひさ議員 (みんなの党) ◆

(質問) ①条例を提出した背景②現在執行中の案件についても「公契約条例」を適用すべきではないか③条例の制定によって適正な業者間競争がはかられるのか。
 (答弁) ①パブコメでも下請業者、労働者の声として仕事に見合った単価、賃金の要望が強い。発注者としてこの声に応えたい。②法律秩序の関係で不可。③条文には「区内業者育成」を明示した、この観点で、今後すべての契約、制度設計をすすめていきたい。